特定非営利活動法人　フードバンク・キズナ定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人フードバンク・キズナという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、神戸市内で開催するこども食堂、学習支援、関連イベント等の行事を通して、参加する地域住民に対して、食材の提供や情報を共有することで豊かで充実した地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）子どもの健全育成を図る活動

（２）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（３）社会教育の推進を図る活動

（４）まちづくりの推進を図る活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

（１）こども食堂の運営及びそれに伴う各サポート事業

（２）食材の提供事業

（３）その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（会員の種類）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

（２）賛助会員　この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとする者は、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人

にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

（１）退会届を提出したとき。

（２）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（３）継続して２年以上会費を滞納したとき。

（４）除名されたとき。

（退会）

第１０条　会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が、次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数２分の１以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）法令、定款に違反したとき。

（２）この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第１２条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第１３条　この法人に次の役員を置く。

（１）理事３人以上８人以下

（２）監事１人以上２人以下

２　理事のうち１人を理事長とし、必要に応じ２人以内の副理事長を置くことができる。

（選任等）

第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる業務を行う。
（１）理事の業務執行の状況を監査すること。
（２）この法人の財産の状況を監査すること。
（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（４）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
（５）理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定に関わらず、任期満了前に、就任後２事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３　補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第１８条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に絶えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき.

（報酬等）
第１９条　役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の３分の１以下でなければならない。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償させることができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
（職員）
第２０条　この法人に事務局長、その他の職員を置くことができる。
２　事務局長、その他の職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）
第２１条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。
（構成）
第２２条　総会は、正会員をもって構成する。
（権能）
第２３条　総会は、以下の事項について議決する。
（１）定款の変更
（２）解散
（３）合併
（４）事業報告及び決算
（５）役員の選任又は解任及び報酬
（６）入会金及び会費の額
（７）会員の除名
（８）その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
（開催）
第２４条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
（１）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
（２）正会員総数の３分の１以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
（３）第１５条第５項第４号に基づき、監事から招集があったとき。
（招集）
第２５条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。
（議長）
第２６条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

（定足数）
第２７条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。
（議決）
第２８条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によって、予め通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
３　前２項の規定に関わらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
（表決権等）
第２９条　各正会員の表決権は、平等なものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として、表決を委任することができる。この場合において、第２７条、前条第２項、次条第１項第３号及び第４８条の規定の適用については、出席したものとみなす。
３　議決すべき事項について、特別の利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。
（議事録）
第３０条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）正会員の現在数
（３）総会に出席した正会員の数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
（４）議長の選任に関する事項
（５）審議事項
（６）議事の経過の概要及び議決の結果
（７）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名・押印（記名・押印）しなければならない。
３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）総会の決議があったものとみなされた事項の内容
（２）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
（３）総会の決議があったものとみなされた日
（４）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）

第３１条　理事会は、理事をもって構成する。

（機能）

第３２条　理事会は、この定款に別に定めるものの他、次に掲げる事項を議決する。

（１）事業計画及び予算並びにその変更

（２）理事の職務

（３）借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（４）事務局の組織及び運営

（５）総会に付随すべき事項

（６）総会の議決した事項の執行に関する事項

（７）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第３３条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき。

（２）理事総数の２分の１以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。

（３）第１５条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第３４条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第３５条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第３６条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

（議決）

第３７条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定により予め通知された事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第３８条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について、書

面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第３６条及び次条第１項第３号の規定の適用については、出席したものとみなす。

３　議決すべき事項について、特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

（議事録）

第３９条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）理事の現在数

（３）理事会に出席した理事の数及び氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（４）審議事項

（５）議事の経過の概要及び議決の結果

（６）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人２人が署名・押印（記名・押印）しなければならない。

第６章　資産及び会計等

（資産の構成）

第４０条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産

（２）入会金及び会費

（３）寄付金品

（４）事業に伴う収益

（５）資産から生じる収益

（６）その他の収益

（資産の管理）

第４１条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第４２条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）

第４３条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもとに作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４５条　前項の規定に関わらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

２　前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予算の追加及び更生）

第４６条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生することができる。

（事業報告及び決算）

第４７条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４８条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の４分３以上の議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（１）目的
（２）名称
（３）その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
（４）主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
（５）社員の資格の得喪に関する事項
（６）役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
（７）会議に関する事項
（８）その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
（９）解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
（１０）定款の変更に関する事項

（解散）

第４９条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議
（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）正会員の欠乏
（４）合併
（５）破産手続開始の決定
（６）所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由により、この法人が解散する場合は、正会員総数の４分の３以上の

承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５０　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき、残存する財産は、法第１１条第３項に掲げるもののうち、解散総会において議決され選任された法人に譲渡するものとする。

（合併）

第５１条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告

（公告の方法）

第５２条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第１０章　雑則

（細則）

第５３条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長　　行野　秀樹
副理事長　　久保田　智万
副理事長　　遠山　祐輔
理事　　大野　和子
監事　　平井　美知子

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定に関わらず、就任後２事業年度が終了した後の通常総会の終結する日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第４４条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、第４３条の規定に関わらず、設立の日から令和９年３月３１日までとする。

６　この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第８条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

（1）	正会員	個人	団体
①	入会金	なし	なし
②	年会費	５００円	１０,０００円
（2）	賛助会員		
①	入会金	なし	なし
②	年会費	２５０円	５,０００円

役　員　名　簿

特定非営利活動法人フードバンク・キズナ

役　名	ふりがな 氏　名	住　所　　又は　　居　所	報酬の有無
理事長	ゆきの　ひでき 行野　秀樹	[redacted]	無
理事 (副理事長)	くぼた　としかず 久保田　智万		無
理事 (副理事長)	とおやま ゆうすけ 遠山　祐輔		無
理事	おおの　かずこ 大野　和子		無
監事	ひらい　みちこ 平井　美知子		無

設　立　趣　旨　書

１　趣旨

昨今、物価高騰が急速に拡がり、こどもの貧困や孤食の問題が社会的に注目されるようになってきました。当初は、貧困家庭のこどもへの食事支援が強調されましたが、同時に地域コミュニティの希薄化や、崩壊が進み、更なる孤食問題が顕在化してきました。

そのような中で、こどもの食事問題は単なる食事だけを提供する場のみでなく、地域交流や、こどもの貧困対策等を両立させる社会的活動として、神戸市中央区中山手８丁目１番３号の清風公民館・別館において、任意の「こども食堂・キズナ」を立ち上げ、一定の成果を収めてきましたが、まだまだ十分な取り組みだとは言えません。

そこで今後は。これまでの活動を継続していきながら、神戸市中央区を中心とした活動にとどめることなく、他地区を含めた取り組みも視野に入れていきたいと考えています。

今回、法人として申請に至ったのは、これまでの実践してきた活動や事業をさらに継続的に推進していくことと、活動全体を広げていくためには、他地域の行政や関連団体との連携を深めていくことが必要であるとの観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策であると考えたからです。

また、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

更に、法人化することによって、組織を発展、確立することができ、将来的に青少年の健全育成に関わるさまざまな事業を地域全体にわたって展開することが可能となり、地域社会に広く貢献できると考えます。

２　申請に至るまでの経過

令和３年１月　兵庫県神戸市中央区中山手８丁目１番清風公民館（別館）に、「こども食堂キズナ」を立ち上げる。

令和５年６月　学習支援や、クリスマス会などの企画体験に取り組む。

令和６年７月　フードパントリーとして、食材提供事業に取り組む。

令和８年７月　多くの諸課題に応えるために、会員間で法人化の 意思確認をしました。

令和８年９月　「こども食堂キズナ」に対し、社会福祉法人・神戸市社会福祉協議会から感謝状を受ける。

令和８年９月　特定非営利活動法人設立総会開催。

令和８年９月６日

特定非営利活動法人フードバンク・キズナ

設立代表者　　行　野　秀　樹

令和８年度の事業計画書

特定非営利活動法人フードバンク・キズナ

１　基本方針

法人設立を機に、これまで行ってきた事業を通して培ってきたさまざまなネットワークを活用して、神戸市中央区のみで行ってきた各種事業の実施エリアを少しずつ広げていきたいと考えています。

特に、本年度においては、各種事業の中から、エリアの拡大に効果的に思われる「こども食堂」の運営を中心として、孤食の解消や居場所づくりを重点とし、英語等の学習支援や、クリスマス会等の企画イベントにも取り組む方針です。

また、食材提供事業のフードパントリー（日用品、食品等の窓口配布）も行っていきます。

２　特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 （具体的な事業内容）	実施時期 回数等	実施場所	受益対象者及び 予定人数	収益見込 （千円）
１　こども食堂の運営及びそれに伴う各サポート事業	（１）こども食堂の運営 （食事提供による孤食解消や居場所づくり）	こども食堂開催日 （月２回）	神戸市中央区中山手８丁目１番３号 清風公民館（別館）	地域住民の親子 （親は有料） １０人/４回	４
	（２）各サポート事業 ① 学習支援（英語等）	同上		地域住民の子 （無料） １０人/４回	０
	② イベント企画 （クリスマス会） （餅つき大会）	１２月 各１回		地域住民の子 （無料） １０人/２回	０
２　食材提供事業	フードパントリー （日用品、食品等の窓口配布）	１回程度 不定期		地域住民の困窮者 （無料） １０人/１回	０
３　その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	本年度は予定ありません。				

３　事業実施体制

（１）会議に関する事項

①　通常総会　　なし

②　理事会　　１回

（２）事務局体制

事務局長　久保田　智万　　事務局スタッフ　　遠山　祐輔

令和９年度の事業計画書

特定非営利活動法人フードバンク・キズナ

１　基本方針

設立当初のネットワークを活用して、情報交換を拡大していき、他エリアとの関係強化に努めていきたいと考えています。

特に「こども食堂」の運営を中核として、孤食の解消や居場所づくりを積極的に推し進めていきます。これらに伴う学習支援を夏休み期間中にも拡大し、イベントも魅力ある企画を実施する方針です。

また、食材提供事業のフードパントリー（日用品、食品等の窓口配布）を実施し、地域の皆様方と一層の交流を深め、地域貢献にも力を注ぎます。

２　特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 （具体的な事業内容）	実施時期 回数等	実施場所	受益対象者及び 予定人数	収益見込 （千円）
１ こども食堂の運営及びそれに伴う各サポート事業	（１）こども食堂の運営 （食事提供による孤食解消や居場所づくり）	こども食堂の開催日 （月２回）	神戸市中央区中山手８丁目１番３号 清風公民館（別館）	地域住民の親子 （親は有料） １５人/２０回	１５
	（２）サポート事業 ① 学習支援（英語等）	同上と夏休み期間		地域住民の子 （無料） １５人/２５回	０
	②イベント企画 （七夕まつり） （クリスマス会） （餅つき大会）	７月 １２月 １２月		地域住民の子 （無料） １５人/３回	０
２　食材の提供事業	フードパントリー （日用品、食品等の窓口配布）	４回程度 不定期		地域住民の困窮者 （無料） １５人/４回	０
３　その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	定款第５条第１号から第３号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第３条及び第４条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

３　事業実施体制

（１）会議に関する事項

① 通常総会　　６月

② 理事会　　年４回

（２）事務局体制事務局長　　久保田　智万　　事務局スタッフ　　遠山　祐輔

特定非営利活動法人フードバンク・キズナ

令和8年度 活動計算書

成立から令和9年 3月31日まで

(単位:円)

科　目	金　額		
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	7,500		
賛助会員受取会費	2,500	10,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	50,000	50,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益			
学習講座事業収益	4,000		
		4,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			64,000
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
講師謝金	3,000		
消耗品費	1,000		
印刷費	2,000		
通信費	5,000		
保険料	0		
会場費	0		
会議費	0		
その他経費計	11,000		
事業費計		11,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
講師謝金	0		
消耗品費	0		
印刷費	0		
通信費	0		
保険料	0		
会議費	0		
会場費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			11,000
当期正味財産増減額			53,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			53,000

特定非営利活動法人フードバンク・キズナ

令和9年度 活動計算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(単位:円)

科　目	金　額		
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	10,000	40,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	10,000	10,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	100,000		
受取民間助成金	50,000		
		150,000	
4. 事業収益			
学習講座事業収益	15,000		
		15,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			215,000
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
講師謝金	12,000		
消耗品費	20,000		
印刷費	30,000		
通信費	20,000		
保険料	0		
会場費	0		
会議費	0		
その他経費計	82,000		
事業費計		82,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
講師謝金	0		
消耗品費	0		
印刷費	0		
通信費	0		
保険料	0		
会議費	0		
会場費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			82,000
当期正味財産増減額			133,000
前期繰越正味財産額			53,000
次期繰越正味財産額			186,000